## 第71号議案

島根県保健所条例等の一部を改正する条例

(島根県保健所条例の一部改正)

第1条 島根県保健所条例(昭和39年島根県条例第6号)の一部を次のよう に改正する。

別表第2の1の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の 算定方法(平成6年厚生省告示第54号)」を「診療報酬の算定方法(平成 18年厚生労働省告示第92号)」に改める。

(島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第2条 島根県立病院使用料及び手数料条例(昭和44年島根県条例第23号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第43条ノ9第2項」を「第76条第2項」に改め、「場合」の次に「又は老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療の給付を受けることができる場合」を加え、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」に、「平成6年厚生省告示第237号」を「平成18年厚生労働省告示第99号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(島根県立心と体の相談センター条例の一部改正)

第3条 島根県立心と体の相談センター条例(平成16年島根県条例第82号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

種別	使用料又は手数料
診療(健康保険法(大正11年法律第70号)の	診療報酬の算定方法 ( 平成

規定による療養の給付その他法令の規定によ 18年厚生労働省告示第92 リその給付に要する費用の額が同法第76条第一号)別表第1医科診療報酬 2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めによ 点数表により算定した点数 り算定されることとされている療養の給付を 1点につき10円として計算 受けることができる場合又は老人保健法(昭した額 和57年法律第80号)の規定による医療の給付 を受けることができる場合)

診断書又は証明書の複本の交付

1通につき

720円

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 第1条の規定による改正前の島根県保健所条例、第2条の規定による改 正前の島根県立病院使用料及び手数料条例又は第3条の規定による改正前 の島根県立心と体の相談センター条例の規定に基づいて納付し、又は納付 すべきであった使用料又は手数料については、なお従前の例による。